

(仮称) 高森町まちづくり基本条例 (議会部分) たたき台検討資料

議会事務局

■平成 26 年 5 月 23 日、第 5 回委員会ワークショップにより出されたキーワードのまとめ

項目	1 班	2 班	3 班
議会として大切なこと	議会改革 二元代表制の意義(チェック、議論・議会の運営) 情報の発信、共有 開かれた議会	議会力のアップ 最も大切な役割(行政へのチェック) 情報の収集と発信 課題:政務活動費がない	交流(他市町村・区・自治会) 開かれた議会(見える活動・情報発信) チェック(行政) 国・県との関係 調査活動(情報の収集・調査) 政策立案 町民益(全体の利益・平和)
議員として大切なこと	町民の意見を町政に。(町民起点) 長期的視点を持つ 政策立案能力の向上 自己研さん 住民の代表である自覚意識 情報の発信、共有	自己研さんに努める 政策立案能力の向上 →議会力のアップにつながる 情報収集力 信頼される人間	学ぶ(スキル・動向) 姿勢(公人・公平) 地域とのコミュニケーション。 活動(町民ニーズ)

■平成 26 年 5 月 27 日、総務民生委員会で説明があった「高森町まちづくり基本条例 (試案)」を踏まえた、議会として大切なことの条例構成におけるキーワードをまとめました。

○目的

・町条例案第 1 条 「(略) 自治の担い手としての町民の権利と役割、並びに町及び議会の責務を明らかにすることを目的とする。」と規定されている。

○定義

・町条例案第 2 条第 5 号 「議会 高森町の議員によって構成される町の基本的な意思を決定する機関をいいます。」と規定されている。

また、同 10 号 「協働 町民、町及び議会がそれぞれの特性及び役割を尊重した上で、共通の目的を達成するため、各々の立場で連携、又は協力することをいいます。」と規定されている。

○条例の位置付け

・最高規範性については、町条例案第 3 条第 1 項 「この条例は、まちづくりにおいて最も尊重すべき条例であり、町民、町、議会は、法令の範囲内において、この条例の趣旨を最大限に尊重しなければなりません。」、第 2 項 「町及び議会は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定及び変更、その他町政運営の基本事項を定めるときは、この条例の趣旨にのっとり、整合を図らなければなりません。」と規定されている。

○まちづくりの基本原則

・町条例案第4条第1項「(略) 町民参画と町及び議会の協働の原則」第2項「(略) 町及び議会の情報の共有」第3項「(略) 町及び議会の説明責任の原則」と規定されている。

○町民参画及び協働

・町条例案第11条第1項「町及び議会は、町民がまちづくりに参画できる機会を設けるとともに、参画しやすい環境を整えます。」第3項「町民・町及び議会は、この条例の趣旨を最大限に尊重し、互いの立場で理解を深め、信頼関係を築きながら、協働してまちづくりを推進します。」と規定されている。

○自治組織への参画及び自治組織の役割

・町条例案第12条第5項「町民、自治組織、町及び議会は、高森町に居住する町民の自治組織への加入に対し、協働して促進に努めます。」第6項「町及び議会は、自治組織の自主性を尊重するとともに、これからの活動を積極的に守り育てるよう努めます。」と規定されている。

○コミュニティ組織における町民の役割

・町条例案第13条第3項「町及び議会は、コミュニティ組織の自主性、自立性を尊重し、必要に応じてその活動や育成を支援していきます。」と規定されている。

○情報公開及び個人情報保護

・町条例案第14条第1項「町及び議会は、開かれた行政を推進するため、町政の情報を積極的に開示し、町民と情報を共有します。」第3項「町及び議会は、町政に関し説明を求められたときは、内容について協議し、誠実な対応に努めます。」と規定されている。

以上のように、議会部分（第10条）に規定しなくても、町条例案に議会の部分が規定されている。

## ○議会の責務（第10条～）

- ・議会の運営 : 法令他、高森町議会会議規則、高森町議会議例集に規定。
- ・議会の役割 : 適正な町政の運営。
- ・議会の権限 : 憲法で保障、二元代表制・チェック等地方自治法に規定。
- ・議会改革 : 平成18年地方自治法改正により、「議長への臨時会請求権」「委員会への議案提出権」専決処分の明確化などの強化、議会の自主性と自立性の拡大。
- ・政策立案 : 総務省地方議会のあり方に関する研究会報告書では、「議会と長のそれぞれの特性を踏まえると長が提示する施策の原案に対して、多様な利害に基づく議論を通じて議会が必要な修正を行うことや、長が重点的に取り組んでいないような論点を議会が汲み取ること、または、長では拾いきれないような地域の課題を解決するための政策の提案を議会が行うこと等により、地方自治体として最適な意思決定、政策決定を行うことが議会に求められている。」とあり、議会の権限と捉えることもできる。
- ・情報発信・共有・開かれた議会
  - : 町条例案の第4条第2項「高森町のまちづくりは、町民、町及び議会がまちづくりに関する情報を共有して進めることを原則とします。」と規定されている。
  - : 町条例案第14条第1項「町及び議会は、開かれた行政を推進するため、町政の情報を積極的に開示し、町民と情報を共有します。」第3項「町及び議会は、町政に関し説明を求められたときは、内容について協議し、誠実な対応に努めます。」と規定されている。

■議員として大切なことの条例構成におけるキーワードをまとめました。

## ○議員の責務

- ・住民の代表
- ・長期的視点
- ・政策立案・自己研さん
- ・公平・公正
- ・地域とのコミュニケーション

■以上から、ワークショップによるキーワードと、町の条例試案として示されたキーワードから、議会部分の条例構成案のたたき台として示します。

※議会部分の条項に規定しなくても、町条例案に議会の部分が規定されているものや、いくつかのキーワードが重複している部分はまとめてあります。

#### (議会の責務)

第10条 町と独立かつ対等の関係にある議会は、議会が持つ**権限**（**議会の権限・二元代表制・議会改革・政策立案**）を有効に活用し、その機能を発揮するとともに、適正な**町政運営**（**議会の役割**）の確保に努めます。

2 議会は、**町民を代表する機関**（**住民の代表**）として、**将来にわたるまちづくりの展望**（**長期的視点**）を持ち、町民及び**地域に配慮**（**地域とのコミュニケーション**）した議会運営に努めます。

3 議会は、会議及び委員会を**公開**（**情報発信・共有**）し、**開かれた議会運営**（**開かれた議会・議会の運営**）に努めるとともに、広く町民の声に耳を傾け、その想いを的確に町政に反映させるよう努めます。

#### (議員の責務)

第11条 議員は、**町民の代表**（**住民の代表**）として、**公正かつ公平**（**公正・公平**）に職務の遂行に努めます。

2 議員は、**議会の責務**（**第10条**）を遂行するため、**自己研さん**（**政策立案・自己研さん**）に努めます。

#### ■今後の流れの例

- ・自治基本条例特別委員会として、議会部分の条文を確定する。

↓

- ・条文が確定したら、条文について、自治基本条例特別委員会として表決し、町長へ提出する。

↓ （上程までの間、自治基本条例特別委員会は開催しない。）

- ・町長は、必要な手続きを行った後、高森町まちづくり基本条例（案）を定例会に上程。

↓

- ・定例会において、条例案を自治基本条例特別委員会へ付託し、委員会として表決を行う。

↓

- ・定例会本会議において、委員長報告後、審議・採決。